

3-3 用途区分通達4-1-3(3)の自動車

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
消毒車	消毒剤等の薬剤を散布等するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 消毒剤等を収納する容器及び消毒剤等を散布等するためのポンプ、噴射ノズル等の設備を有すること。 2 ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 3 消毒剤等を散布等するための装置は、ノズル部の伸縮及びバルブの開閉等が行える構造であること。	・消毒剤等の薬剤は積載量として算定するものとする。 ・1の噴射ノズル等の設備は車両重量に含めるものとする。 ・家庭用薬剤散布器、携帯用薬剤散布器、及びこれらに類似するものは、1の設備には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
寝具乾燥車	寝具、衣料、カーテン等（以下「寝具等」という。）の乾燥作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１（３）②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 1 寝具等を乾燥させるための室（以下「乾燥室」という。）を有し、かつ、乾燥室内には、寝具等を掛ける等のための棚等を有すること。 2 乾燥室は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 3 乾燥室は、寝具等を出し入れするための適当な大きさの扉を有すること。 4 電熱器等で発生させた温風を、乾燥室に送風することができる構造であること。 5 電熱器等の乾燥装置及びこれを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、外部から動力の供給を受けることにより電熱器等の乾燥装置を作動させるものにあつては、動力の受給装置及び操作装置を有するものであること。	・家庭用の寝具乾燥機、暖房用電熱器、セラミックヒータ、エアコンディショナ、ヘアドライヤ若しくは当該自動車に備えられた乗員用のエアコン、ヒータ等の冷暖房装置等その他これらに類するものは、この場合の電熱器等には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
入浴車	入浴介護等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 入浴介護を行うための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 成人が入浴できる浴槽を有し、かつ、温水器等を有すること。 なお、浴槽は着脱式であってもよい。 (2) 浴槽を満たすための十分な容量を有する水タンク等を有するか、又は最寄りの水道栓から水を取り入れて温水器等に給水することができる構造であり、かつ、温水器からの温水を浴槽に導くことができる構造を有すること。 2 遺体を湯灌するための設備を有する自動車は、次の各号に掲げる構造上の要件を満足していること。 (1) 成人の遺体を湯灌できる浴槽を有し、かつ、温水器等を有すること。 なお、浴槽は着脱式であってもよい。 (2) 浴槽を満たすための十分な容量を有する水タンク等を有するか、又は最寄りの水道栓から水を取り入れて温水器等に給水することができる構造であり、かつ、温水器からの温水を浴槽に導くことができる構造を有すること。 (3) 使用済みの排水を回収し、収納することができるタンクを有すること。	・水タンク等の浴用水は、車両重量に含め、積載量を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ボイラー車	蒸気を発生させ、この蒸気を他の設備機器等の動力として供給するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ボイラー装置、ボイラー用水タンク、ボイラー用燃料タンク及び蒸気を供給するための装置を有しており、かつ、これらの装置と客室（客室がない場合は、運転者席）は隔壁で区分されていること。 2 ボイラー装置には、圧力に応じて作動する安全弁を有すること。 3 ボイラー装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・ボイラー用の水、燃料等は、積載量を算定するものとする。 ・発生させた蒸気を自らの走行又は当該自動車に搭載した設備機器等に供給して消費するのは、ボイラー車として扱わないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
検査測定車	検査、検定、観測、計測、実験等（以下「検査等」という。）を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 検査等を行うのに必要な機械器具又はデータ処理装置を有すること。 なお、ノギス、マイクロメータ等、手に持って検査等を行うことができる機械器具は、この場合の検査等に必要な機械器具に該当しないものとする。 2 1の機械器具及びデータ処理装置の付近には、これを用いて検査等に携わる者の作業空間として床面から上方に1,200mm以上が確保されていること。 3 検査等の作業で使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 ただし、専ら走行中に検査等を行う自動車にあっては、この限りでない。この場合において、特種な目的に使用するための面積を算定するための設備には、検査等を行う機械器具又はデータ処理装置の近くに設けられた1人分の乗車設備を含めることができる。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
穴掘建柱車	地面の掘削又は建柱を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 掘削又は建柱作業を行うためのドリル装置、ハンマー装置、建柱装置又は掘削装置を有すること。 2 1の作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 1の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ウインチ車	ロープ又はワイヤー等を用いて重量物を引き上げる作業又は電力ケーブルの引き入れ・撤去作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ロープ又はワイヤー等を巻き取り若しくは巻き戻し又は電力ケーブルの引き入れ・撤去作業を行うことができるウインチ装置を有すること。 ただし、車両の前部又は車両の後部若しくは荷役用に荷台等に備えたウインチ（これに類するウインチを含む。）は、この場合のウインチ装置には該当しないものとする。 2 巻き取り等の作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 ウインチを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
クレーン車	建設、土木資材等の吊り上げ、吊り下げ、水平移動等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 資材等を吊り上げ、吊り下げ、水平移動等を行うクレーン装置を車台に有すること。 ただし、物品積載設備を有する自動車であって、当該物品積載設備に積載する物品を積み卸しするものは、この場合のクレーン装置には該当しないものとする。 2 クレーン作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 クレーンを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
くい打車	地面にくいの打ち込み作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 くいの打ち込み作業を行うためのハンマー装置等を車台に有すること。 2 くいの打ち込み作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 くいの打ち込み作業を行うための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンクリート作業車	生コンクリートの圧送、打設等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 コンクリートミキサー車等から生コンクリートの供給を受けるための設備を有すること。 2 生コンクリートの圧送を行うために必要なポンプ、ガイドブームを組み合わせた圧送ホース等の設備を有すること。 3 生コンクリートの圧送作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 4 生コンクリートの圧送を行うために必要な設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・洗浄用の水タンクを有する場合には、当該水タンクの水は、積載量として算定するものとする。 ・油圧シリンダ、油圧シリンダの作動油を冷却するための水を収容する水タンクの水及び2の圧送ホース等は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンベア車	梱包品等を移動させるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 梱包品等を搭載し、移動させることができるベルトコンベアを有すること。 2 ベルトコンベアを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
道路作業車	道路の維持、修繕等のために使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、2の自動車については、用途区分通達4-1(3)①及び②の規定は適用しないものとし、かつ、同通達4-1-3②及び③を満足しているものとみなす。 1 道路を維持し、若しくは修繕し、又は道路標識を設置するための自動車にあっては、次の各号に掲げる設備のいずれかを有すること。 (1) 道路線引又は塗料熔解のための装置 (2) 道路舗装のための装置 (3) 道路の除雪のための装置 (4) 道路情報又は道路規制標識のための装置 (5) 道路に薬剤を散布するための装置 (6) 道路、トンネル、橋梁等道路構造物を清掃するための装置 (7) 道路、トンネル、橋梁等道路構造物の維持若しくは修繕等のための装置 2 道路の管理者が道路の損傷箇所等を発見するために使用する自動車にあっては、次に掲げる要件を満足すること。 (1) 当該道路の管理者の申請に基づき公安委員会が指定したものであること。 (2) 道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第6条の2に規定する車体の塗色であること。 (3) 保安基準第49条の2の規定に適合する黄色の点滅灯火を有すること。	・保安基準第49条の2の規定に適合する黄色の点滅灯火を有する自動車にあっては、道路交通法施行令第14条の2に基づき、当該自動車の使用者が公安委員会に届出されたもの又は指定を受けたものであることを証する書面の写しの提出を求めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
梯子車	梯子を用いて高所等へ物品等を搬入する作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 梯子を有し、その梯子を伸縮及び角度調整することができる機構を有すること。 2 梯子による作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。 3 1の機構を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
ポンプ車	液体を吸い込み、吐出する作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 ポンプ装置を有し、これに接続している配管、ホース等の設備を有すること。 2 ポンプ装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・当該ポンプによる作業を、当該自動車が自ら使用、消費するもの、家庭用ポンプ、携帯用ポンプ、及びこれらに類するものは、この場合のポンプ装置には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
コンプレッサー車	気体を圧縮させ、この圧縮気体を他の設備機器等の動力として供給するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 気体を圧縮するためのコンプレッサー装置を有していること。 2 圧縮した気体を蓄圧するタンクを有していること。 3 コンプレッサー装置から蓄圧タンクまで及び蓄圧タンクから圧縮した気体を外部に取り出すためのパイプ等を有していること。 4 コンプレッサー装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・圧縮した気体を、当該自動車が自ら使用、又は自ら有する設備機器若しくは当該自動車に搭載した設備機器等に供給して消費するもの、家庭用コンプレッサー、携帯用コンプレッサー及びこれらに類するものは、この場合のコンプレッサー装置には該当しないものとする。 ・内圧容器及びその附属装置については、保安基準第48条に適合していることが必要である。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
農業作業車	農地、牧場等において、種子、堆肥等の散布、草刈等の作業を行うために使用する自動車であって、次の１から３に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。 １ 種子等を散布するための自動車 (1) 種子等を収納する容器を有し、かつ、種子等を散布するためのノズル等散布作業に必要な設備を有すること。 (2) (1) の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ２ 堆肥を散布するための自動車 (1) 堆肥を収納する荷台を有し、かつ、この堆肥を散布する装置まで導く装置及び堆肥を散布する装置を有すること。 (2) (1) の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ３ 草刈作業を行うための自動車 (1) 草刈に必要な刈り込み部及び刈り込み部をブームを介して伸縮及び旋回等させることができる設備を有すること。 (2) (1) の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・種子等を収納する容器又は堆肥を収納する荷台等は積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
クレーン用 台車	建設、土木資材等の吊り上げ、吊り下げ、水平移動等の作業を行うためのクレーン本体を装備するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。 1 車台は、クレーン本体を装備するための旋回支持体及びアウトリガーを有したものであり、旋回支持体上のクレーン部はすべて除かれていること。 2 クレーンを全装備した場合の車両総重量等が「特殊車両通行許可限度算定要領（昭和47年3月8日付け、建設省道政発第14号）」に規定する通行条件の区分のうちのD条件に対応する許可基準を超えるもの（即ち、道路法第47条の2第1項の規定に基づく道路管理者の通行許可を取ることができないもの。）であること。 3 物品積載設備を有していないこと。	・最大積載量は算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
空港作業車	空港内において、航空機をけん引する等空港内の各種作業を行うために専ら使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。 1 航空機をけん引するための自動車 航空機をけん引するための専用のけん引装置を有すること。 2 航空機に荷物の積み卸しをするための自動車 荷物の積み卸しを容易に行うことができる昇降装置、コンベア等の設備及びこれらの設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 3 航空機への乗降を容易にするための自動車 乗降者の乗降を容易に行うことができる階段等の設備を有すること。 4 航空機のエンジンを始動させるための自動車 航空機のエンジンを始動させるための動力源、動力源からの動力を供給する装置又は操作装置等の設備を有すること。 5 滑走路等の除雪作業・清掃作業を行うための自動車 除雪作業に必要なブラシ、ブロワ、ノズル等を有し、かつ、これらの設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 6 航空機に航空燃料を給油するための自動車 (1) 航空燃料を収容するタンク又は中継するための装置を有し、かつ、航空機に航空燃料を給油するためのポンプ、これに付帯するホース等を有すること。 (2) ポンプを作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 ただし、航空機への燃料供給のための動力を外部から供給を受ける構造のものにあつては、この限りでない。	

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
構内作業車	卸売市場、工場、倉庫等の構内において、構内における貨物運搬用トレーラをけん引するために使用する乗車定員1人の自動車であって、構内専用の貨物運搬用トレーラをけん引するための連結装置等を有し、物品積載設備を有していないものをいう。	・最大積載量は算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
工作車	電気、ガス、水道、電気通信等の事業の遂行のために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 電気、ガス、水道、電気通信等の設備工事作業に必要な作業台等の設備を有すること。 2 作業台等は屋内に設けられており、資材を加工等するための万力、その他の加工等を行うための設備を有していること。 3 1及び2の設備は、作業する者が屋内において使用することができるものであって、その設備の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の作業用床面積を有し、かつ、当該床面の上方に1,600mm（2の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。	・工作等の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
工業作業車	工業製品の粉碎、鉋物の選別等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件のいずれかを満足しているものをいう。 1 粉碎作業を行う自動車 (1) 工業製品の粉碎作業を行うに必要なプレス等の機械設備を有すること。 (2) (1)の機械設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 (3) 物品積載設備を有していないこと。 2 鉋物の選別等の作業を行う自動車 (1) 鉋物の選別等の作業に必要な機械設備を有すること。 (2) (1)の機械設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 (3) 物品積載設備を有していないこと。	・工業製品の粉碎、鉋物の選別の作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・家庭用空き缶プレス器及びこれらに類するものは、1 (1)及び2 (1)の機械設備には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
レッカー車	交通事故、車両故障等で運行することができない自動車又は違法駐車の上の自動車の車輪を吊り上げて移動させるために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 なお、用途区分通達４－１(３)②の規定は、本車体の形状には適用しないものとする。 １ 自動車の車輪を吊り上げるための装置及び吊り上げた車輪をその状態に保持して固定し、移動させることができる設備を有すること。 ２ 物品積載設備を有していないこと。	・レッカー作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
写真撮影車	写真撮影等を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足するものをいう。 1 写真撮影を行うための独立した場所（以下「写真撮影室」という。）を屋内に有すること。 2 写真撮影室は、有効高さ1,600mm以上であること。 3 写真撮影室には、写真撮影等のための専用の照明装置、撮影用カメラ等を有すること。 4 写真撮影室には、写真撮影用の資機材、フィルム等を収納する棚等を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（写真撮影用の設備等の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合には、1,200mm）以上あること。 ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 物品積載設備を有していないこと。	- 写真撮影等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 1の写真撮影室に設けられている座席は、乗車定員を算定しないものとする。 - 室内灯等の車室内全体を照明する灯火は、3の照明装置には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
事務室車	移動先において、事務室又は教室として使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 事務を行うための机又は教室として使用するための机及びその机を利用するための椅子を屋内に有すること。 2 事務を行うための机は、1人当たり500mm×800mm以上の寸法を有すること。また、事務を行うための椅子又は教室として使用する椅子は、乗車装置の座席と兼用でないこと。 3 事務室又は教室として使用する場所は、屋内の有効高さ1,600mm（5イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上であること。 4 事務室又は教室として使用する場所には、適当な照明装置を有すること。 5 次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 - ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 - イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（事務用の椅子又は教室用の椅子の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 - ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 - エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 - オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 6 車室内の他の設備と隔壁により区分された専用の場所に設けられた浴室設備及びトイレ設備、及び手洗い設備並びに給湯設備の占める面積は、「特種な設備の占有する面積」に加えることができる。 7 物品積載設備を有していないこと。	・事務を行うための椅子及び教室として使用するための椅子は、乗車定員を算定しないものとする。 ・事務等に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
加工車	食料品の原料や素材の加工作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 加工作業に必要な加工台、流し台、加工するための用具を収納する棚等を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 加工作業を行う場所には、照明及び換気装置を有すること。 3 1 の設備の付近には一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の加工作業用の床面積を有し、かつ、当該床面から上方1,600mm（1 の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2 m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 4 物品積載設備を有していないこと。	・食料品の原料や素材の加工作業に伴って使用する必要最小限の工具及び食料品の原料や素材等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・加工作業に使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
食堂車	料理をし、かつ、これを利用者に提供するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 - 調理に必要な加工台、流し台、調理するための設備機材等を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 - 調理用の水を貯蔵することができる容器及び排水された水を収納することができる容器を有すること。 - 調理作業及び食事をする場所は、照明及び換気装置を有すること。 1 の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5㎡以上の調理作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm以上が確保されていること。 - 屋内には、食事をする者のためのテーブル、椅子を有すること。 - 食事をする者の出入りのため、次に掲げる寸法等を満足する乗降口が当該自動車の右側面以外の面に1ヶ所以上設けられており、かつ、通路と連結されていること。 - ア 乗降口は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（イの規定において通路の有効高さを1,200mmとすることができる場合は、1,200mm）以上あること。 - イ 通路は、有効幅300mm以上、かつ、有効高さ1,600mm（食事をする者のためのテーブル、椅子の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上あること。 - ウ 空車状態において床面の高さが450mmを超える乗降口には、一段の高さが400mm（最下段の踏段にあっては、450mm）以下の踏段を有するか又は踏台を備えること。 この場合における踏台は、走行中の振動等により移動することがないように所定の格納場所に確実に収納できる構造であること。 - エ ウの踏段又は踏台は、滑り止めを施したものであること。 - オ ウの乗降口には、安全な乗降ができるように乗降用取手及び照明灯を有すること。 - 物品積載設備を有していないこと。	- 調理作業に伴って使用する必要最小限の工具及び食料品等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 - 調理の作業で使用する椅子及び食事をする者のための椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
清掃車	下水道等の清掃作業に使用する自動車であって、次の1又は2のいずれかに掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備を有する清掃作業用の自動車 (1) 清掃作業に必要なブラシ装置、吸込み装置、洗浄装置等の設備を有すること。 (2) 塵芥、汚泥等を回収する装置又は収納する物品積載設備を有すること。 (3) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 2 1以外の清掃作業用の自動車 (1) 下水道、建物、配電線等を清掃する高圧洗浄装置、ブラシ装置等の設備を有すること。 (2) (1)の各装置を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。	・塵芥、汚泥等を収納する物品積載設備は積載量を算定するものとする。 ・油圧シリンダ等の作動油等は、車両重量に含めるものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電気作業車	電気溶接作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 電気溶接機、溶接作業台を屋内に有し、かつ、当該設備は屋内において使用することができるものであること。 2 電気溶接作業を行う場所は、換気設備を有すること。 3 1の電気溶接機を作動させるための発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 4 1及び3の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 5 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 電気溶接作業に必要な溶接棒及び工具を収納できる棚等を有すること。 7 1の設備の付近には、一辺が30cmの正方形を含む0.5m²以上の電気溶接作業用床面積を有し、かつ、当該床面から上方に1,600mm（当該作業場所及び1の設備の端部と乗降口との車両中心線方向の最遠距離が2m未満である場合は、1,200mm）以上が確保されていること。 8 物品積載設備を有していないこと。	・電気溶接作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量500kg以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。 ・溶接の作業で使用する椅子は、乗車定員を算定しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
電源車	電気設備へ電力を供給又は中継するために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）、電力の変圧、又は電力配電の設備を有すること。 2 発電した電力を供給するための配線、供給を受けた電力を変圧して供給するための配線、又は供給を受けた電力を複数箇所に配電して供給するための配線等の設備を有すること。 3 1 及び 2 の設備は、客室（客室がない場合は、運転者席）と隔壁により区分されていること。 4 1 及び 2 の設備は、発電機の発電能力又は供給される電力に対応したものであり、これらは少なくとも 5 kW 以上の発電、変圧、配電等の能力を有すること。 5 1 の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。 6 物品積載設備を有していないこと。	・電気設備へ電力を供給する作業に伴って使用する必要最小限の工具等を積載するための最大積載量 500kg 以下の装置は、この場合のこの場合の物品積載設備と見なさないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
照明車	照明作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 車室外に、照明作業を行うための複数の投光器及び当該投光器の支持台を有すること。 この場合において、投光器の消費電力は1灯につき200W以上の能力を有すること。 2 1の支持台は、旋回、伸縮及び投光器の照射角度を任意に調整することができるものであること。ただし、複数の方向に向けて固定された複数の投光器を有する場合は、旋回しない構造であってもよい。 3 すべての投光器を点灯させるために十分な発電能力のある発電機（走行用の原動機を動力とするものを除く。）を有すること。 ただし、外部の電源から電力の供給を受けることにより投光器を作動させることができるものにあつては、外部からの電力の供給を受けることができる設備を有している場合にあつては、この限りでない。 4 3の発電機は、排気管を有し、かつ、排気口は車室内に開口していないこと。	・自動車に備えられた走行に必要な照明灯火及び家庭用の照明装置、バッテリーの電源により点灯する照明装置等は、この場合の投光器には該当しないものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
架線修理車	送・配電線や電話線等の工事を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 架線の工事において電線等の敷設又は撤去等を行うため、電線等を巻いたドラムを設置する装置を有すること。 2 ドラムにより、電線等を巻き取り又は送り出したりすることができる機構を有すること。 3 2の設備を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 4 電線等を張る作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、電線等の巻き取り方向が当該自動車の前後方向のみの場合にあっては、この限りでない。	・ 1 の装置は、積載量を算定するものとする。

車体の形状	構 造 要 件	留意事項
高所作業車	送・配電線、電話線等の高所又は橋梁等の下方に設置された施設等の補修工事等の作業を行うために使用する自動車であって、次の各号に掲げる構造上の要件を満足しているものをいう。 1 作業員等が乗る作業床及び当該作業床を上昇・下降させるための機構を有すること。 ただし、作業員等が乗る作業床の代わりに遠隔操作の作業装置を有する場合は、「作業床」は「作業装置」に読み替えるものとする。（以下本車体の形状において同じ。） 2 作業員等が乗る部位は、十分な強度を有しており、かつ、作業員等がつかまる握り棒等の安全対策が施されていること。 3 1の機構を作動させるための動力源及び操作装置を有すること。 4 高所作業を安定して行うため、アウトリガー等の安全設備を有すること。ただし、作業床が上昇及び降下のみする構造である場合にあっては、この限りでない。	